

# 狭隘道路の解消にご協力を

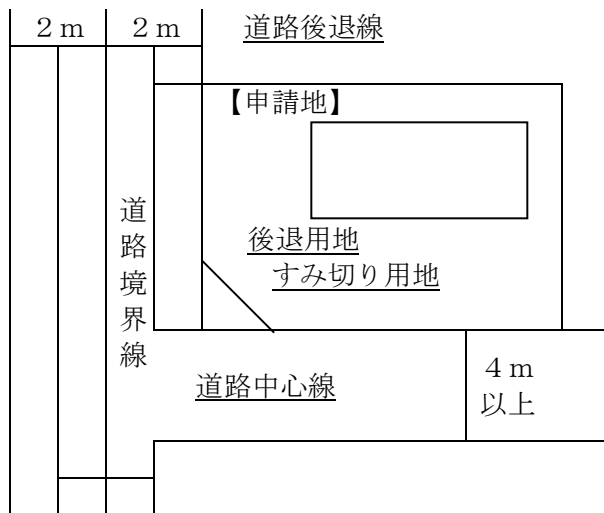
私たちの住む龍ヶ崎市には、幅4メートルに満たない道路（狭隘道路といいます。）が多く存在しています。このような道路は、私たちが日常生活を営むうえで、通行上の問題や、地震や火災などの災害時には防災活動などに支障をきたすことも予想されます。

本市では、「龍ヶ崎市狭隘道路整備事業補助金交付要綱」を定めており、市民の皆様のご協力のもと、狭隘道路の解消を推進しています。

この制度は、皆様が道路の拡幅を行い土地を市に寄附する場合、拡幅に必要な土地の分筆登記に要する費用の一部及び、拡幅に支障となる塀や生垣などの撤去、移設、再築造に要する費用の一部について補助するものとなっております。是非この制度を活用されて狭隘道路の拡幅に取り組みますようお願い致します。

## 1 補助の対象道路

- (1) 幅4メートル未満の市道
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、特定行政庁が指定した道路。ただし私道は除きます。



※ 建築基準法第42条第2項の規定を受ける幅員1.8m以上で4.0m未満の道路では、この道路に接する敷地に建築物を建築する場合、道路中心線から2.0mまで後退した道路の境界線とみなされる線（道路後退線）と、現況道路の境界線との間の土地（後退用地）には、建築物や門若しくは塀などの工作物は築造できません。  
4m未満

## 2 補助対象の適用除外

狭隘道路の拡幅又はそれに起因するものが、下記事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付が受けられません。

- (1) 都市計画法第29条に規定する開発行為に伴うものであるとき。
- (2) 狭隘道路が都市計画法による道路計画がなされている区域に含まれるとき。
- (3) 狭隘道路に隣接する区域に、狭隘道路を拡幅できないと認められる建築物その他の支障物件等が存するとき。
- (4) 建築物の新築、増築又は改築に伴うものにあつては、建築行為に関連する法令に違反しているものであるとき、又は当該建築物に係る敷地が法に規定する建築物等の確認に適合していないものであるとき。
- (5) 営利を目的として法人が行うものであるとき。
- (6) 事業主が市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納している者であるとき。
- (7) 上記に掲げるもののほか補助対象とすることが適当でないと認められるとき。

### 3補助を受ける場合の要件

- (1) 後退用地又は後退用地を含むすみ切り用地を市に寄附していただくことになります。また、寄附となる後退用地に所有権以外の権利が設定されていない場合とします。なお、相続が伴う場合は、相続登記を行っていただいた後、補助対象となります。
- (2) 道路及び分筆する土地の境界が確定していること。境界が確定していない場合は、道路後退用地幅の確定ができず土地分筆登記ができませんので、関係土地所有者の立会いを実施し境界を確定してください。
- (3) 後退用地に道路拡幅に支障となる建築物、工作物等、電柱、埋設管等がある場合、移設又は撤去していただくこととなります。
- (4) 補助対象事業に係る各見積書は、適正に算出されているものであること。
- (5) 補助事業は、年度内に完了することができること。

### 4事前協議

補助事業を活用しようとするときは、ここに掲げる補助要件のほか、その他の補助規定がありますので、事前に協議をしてください。なお、建築確認の申請がある場合は、建築確認申請書の提出の1ヶ月前までに市と協議をしてください。

### 5補助の対象経費及び補助金の額

下記の①から③に掲げる経費が補助の対象経費です。また、補助金は予算の範囲内において決定しますので、下記の経費の内一部の補助となります。

| 補助の対象経費 |                                 | 補助金の算定方法  |
|---------|---------------------------------|---|
| ①       | 後退用地の分筆登記に要する経費                 | 提出された見積書を基に分筆登記に要する費用を市が算定します。この算定額と見積書の額を比較してどちらか低い額を補助金として算出します。                              |
| ②       | すみ切り用地を含む後退用地の分筆登記に要する経費        | すみ切り用地を含む場合は、すみ切り面積分の固定資産課税評価額を補助金に加算します。   |
| ③       | ア 塀、擁壁、生垣などの撤去もしくは移設又は再築造に要する経費 | 提出された見積書を基に撤去、移設、再築造に要する経費を市が算定します。この算定額と見積書の額を比較してどちらか低い額の2分の1の額を補助金として算出します。補助金の限度額は下記表1のとおり。 |
|         | イ 電柱等、地下埋設管の撤去、移設に要する経費         | 撤去や移設を伴う施設の管理者又は工事の指定店が作成した見積書を提出してください。適正に作成されたものにつき補助金を算出します。                                 |

表1 (③アに掲げる補助金の限度額) (単位:円)

| 種 類   | 限度額     | 種 類    | 限度額     | 種 類   | 限度額     | 種 類   | 限度額     |
|-------|---------|--------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 塀の撤去  | 100,000 | 塀の再築造  | 100,000 | 樹木の伐採 | 100,000 | 生垣の新設 | 100,000 |
| 擁壁の撤去 | 200,000 | 擁壁の再築造 | 200,000 | 生垣の移植 | 300,000 |       |         |

- (注) 再築造に要する経費の補助金は、撤去となる工作物と同種同等の工作物を新たに築造したときに必要となる費用として算定を行います。また、見積書は、撤去と再築造する工作物の各工事見積書になります。

### 6補助金の交付時期

事業が完了したら必要書類を添付し実績報告書を提出してください。補助金の交付は、市の検査を受け、この検査の合格後、後退用地の寄附の受け入れを行い所有権移転登記が完了した後となります。

#### ● 問合せ先

龍ヶ崎市役所 都市整備部 道路整備課 TEL0297(64)1111(代)内線486